

中井町国民健康保険

データヘルス計画（第3期）
特定健康診査等実施計画（第4期）

令和 6 年度 ～ 令和 11 年度
(2024 年度) (2029 年度)



令和6年3月
中 井 町

目次

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	基本方針	2
5	実施体制・関係者連携	2
第2章	国民健康保険加入者を取り巻く状況	3
1	本町の状況	3
2	中井町国保の状況	7
第3章	前計画の各保健事業の振り返り	8
1	第2期データヘルス計画の概要	8
2	実施した主な保健事業	9
3	第2期データヘルス計画に係る成果指標と評価	10
第4章	医療・健康情報の分析	12
1	中井町国保の医療費の分析	12
2	保健事業の状況	18
3	ジェネリック医薬品の普及状況	22
4	重複・多剤服薬の状況	22
第5章	保健事業で取り組むべき健康課題と目標の設定	23
1	現状分析から見た健康課題	23
2	目標の設定	24
第6章	目標達成のために実施する保健事業	25
第7章	特定健康診査・特定保健指導の実施 (第4期特定健康診査等実施計画)	27
1	実施計画の概要	27
2	目標値の設定	27
3	特定健康診査等の対象者の見込み	27
4	特定健診の実施方法	28
5	特定保健指導の実施方法	28
6	結果の報告	29

第8章	計画の見直し	30
1	評価の時期	30
2	評価方法・体制	30
第9章	その他	31
1	計画の公表・周知	31
2	個人情報の取り扱い	31
3	その他の留意事項	31

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされました。

この方針を踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部が改正され、市町村国保は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施及び評価を行うこととされました。

また、その後、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2年7月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、保険者のデータヘルス計画の標準化等の取り組みの推進が掲げられました。そして、令和4年12月の経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画 改革行程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適正なKPI（重要業績評価指標）の設定を推進する。」と示されました。

中井町国民健康保険（以下「中井町国保」という。）では、こうした背景を踏まえ、平成20年度から「中井町特定健康診査等実施計画」を策定するとともに、平成28年度には、国保データベース（KDB）システム等を活用した健診・レセプト等のデータ分析に基づく「中井町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、被保険者への保健事業を推進してきました。

この度、「第2期データヘルス計画」及び「第3期特定健康診査等実施計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組状況の成果や課題を踏まえ、新たに「第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」を策定し、被保険者が健やかで充実した毎日が過ごせるよう、健康寿命の延伸を図るとともに、将来的な医療費の伸びを抑制していくための保健事業の取り組みを進めます。

なお、策定にあたっては、「第4期特定健康診査等実施計画」が保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の実施計画であることから、「第3期データヘルス計画」の一部として、一体的に策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国民健康保険法第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定する保健事業の実施計画です。

計画の策定に当たっては、21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21（第2次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、「第6次中井町総合計画」、「第2期中井町健康増進計画・食育推進計画」、「第9期中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、県の「第3次かながわ健康プラン21」などの関連計画との整合性を図るものとします。

3 計画期間

本データヘルス計画の計画期間は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」第4の5において、「特定健康診査等実施計画及び健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」とされていることから、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、計画策定から3年後の令和8年度に中間評価を行います。

4 基本方針

目標とする成果を達成するため、以下の基本方針に基づき、第3期データヘルス計画を策定します。

- 【1】健康課題を確認するため、以下によりデータ分析を実施し、課題の明確化を図る。
疾病ごとの医療費比較、高額レセプトの発生状況や発生元となる疾病の把握を行う。
特定健康診査等の健診の受診有無による医療費や罹患率などの把握を行う。
- 【2】費用対効果の見込める集団を特定し、PDCAサイクルを意識した継続的な事業を実施する。
- 【3】事業実施に対する明確な目標と、この目標を達成するための効果的な実施方法を設定する。併せて、目標に対する客観的な効果測定が必要であることから、事業実施後の効果測定方法についても設定する。

5 実施体制・関係者連携

足柄上等医師会や神奈川県国民健康保険団体連合会をはじめとした関係機関と連携強化を図り、効率的・効果的な事業展開を目指します。

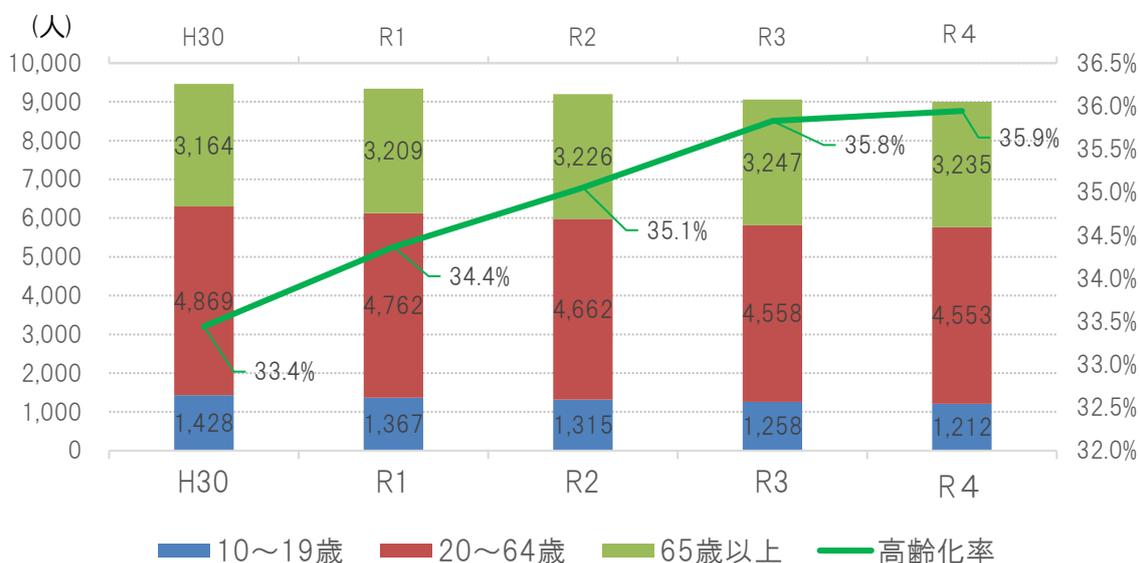
第2章 国民健康保険加入者を取り巻く状況

1 本町の状況

(1) 人口及び就業の状況

総人口は年々減少し、令和4年で9,000人となっています。65歳以上の高齢者人口の割合は、令和4年には35.9%となっています。一方、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

【表1】年齢人口別・高齢化率の推移



(単位：人)

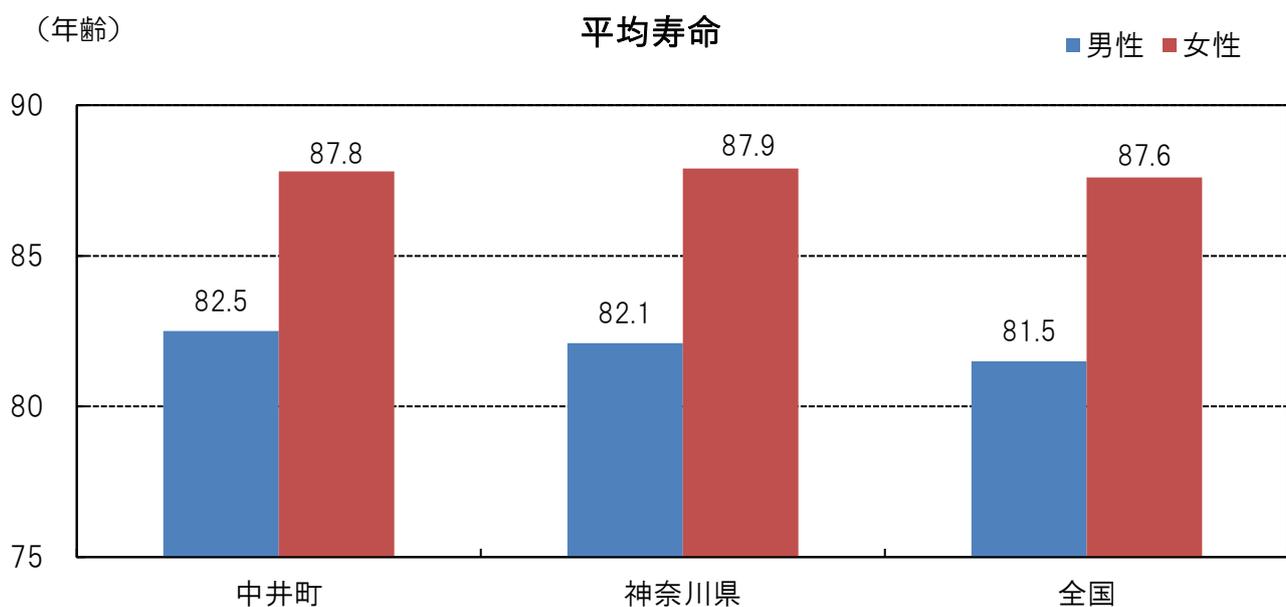
	H30	R1	R2	R3	R4
10~19歳	1,428	1,367	1,315	1,258	1,212
20~64歳	4,869	4,762	4,662	4,558	4,553
65歳以上	3,164	3,209	3,226	3,247	3,235
総人口	9,461	9,338	9,203	9,063	9,000

(資料) 住民基本台帳人口 (各年度末時点)

(2) 平均寿命と健康寿命の状況

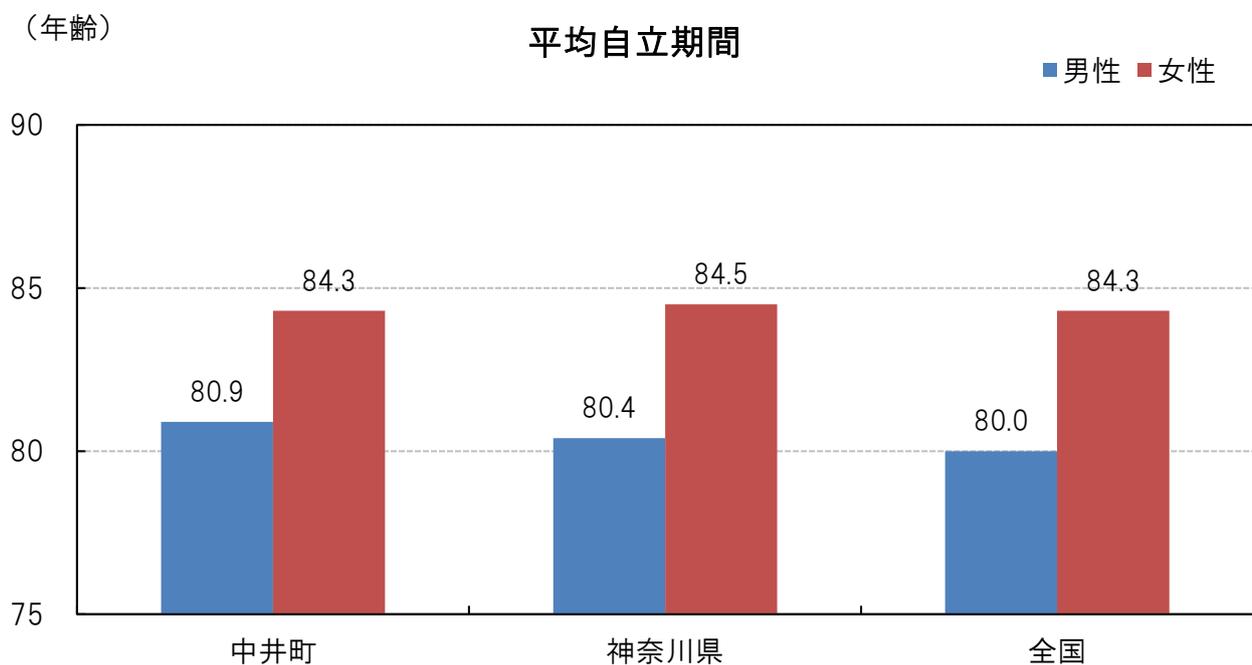
令和4年度の本町における平均寿命は、男性82.5歳、女性87.8歳、平均自立期間は、男性80.9歳、女性84.3歳となっており、県、国と比較し、同等もしくはそれ以上となっています。

【表2】平均寿命（令和4年度）



(資料) 国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

【表3】平均自立期間（令和4年度）

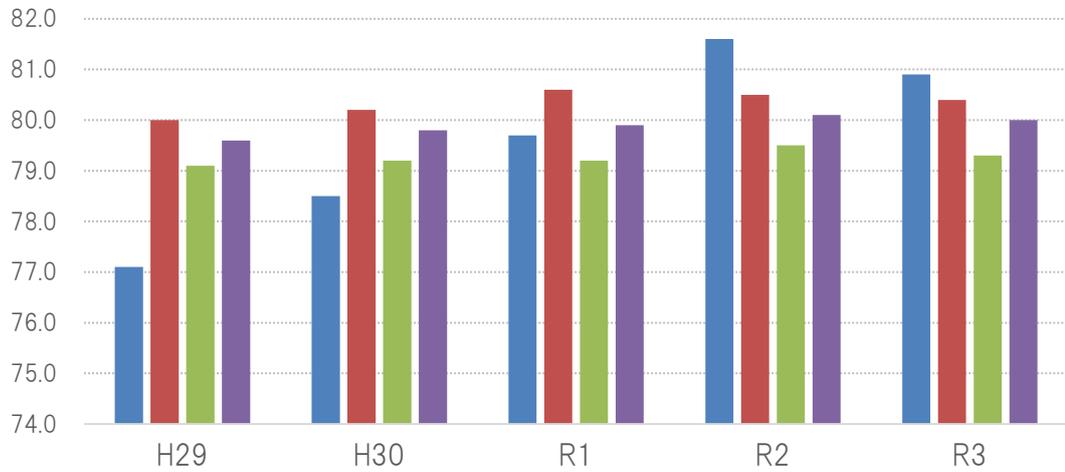


(資料) 国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

【表4】平均自立期間の推移

○男性の平均自立期間

(年齢)



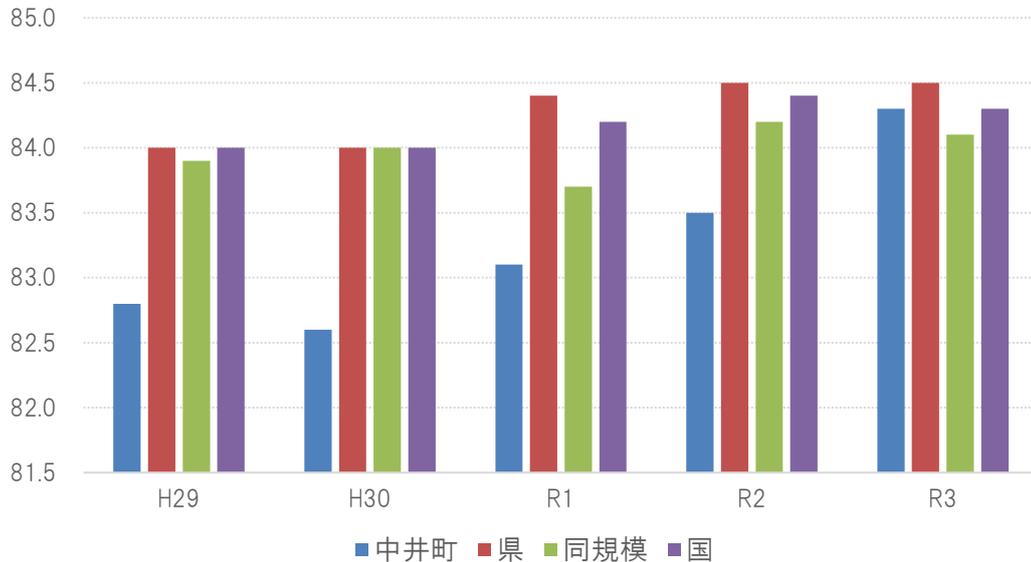
(単位：年齢)

	H29	H30	R1	R2	R3
中井町	77.1	78.5	79.7	81.6	80.9
県	80.0	80.2	80.6	80.5	80.4
同規模	79.1	79.2	79.2	79.5	79.3
国	79.6	79.8	79.9	80.1	80.0

(資料) 国保データベース (KDB) システム「地域の全体像の把握」

○女性の平均自立期間

(年齢)



(単位：年齢)

	H29	H30	R1	R2	R3
中井町	82.8	82.6	83.1	83.5	84.3
県	84.0	84.0	84.4	84.5	84.5
同規模	83.9	84.0	83.7	84.2	84.1
国	84.0	84.0	84.2	84.4	84.3

(資料) 国保データベース (KDB) システム「地域の全体像の把握」

(3) 介護保険の状況

令和4年度における介護保険認定率は8.0%と、県、同規模自治体、国と比較し低い傾向にあります。

認定者の疾病別有病率は、「心臓病」が60.2%、次いで「高血圧症」が53.3%となり、さらに「筋・骨格」が49.9%と続いています。

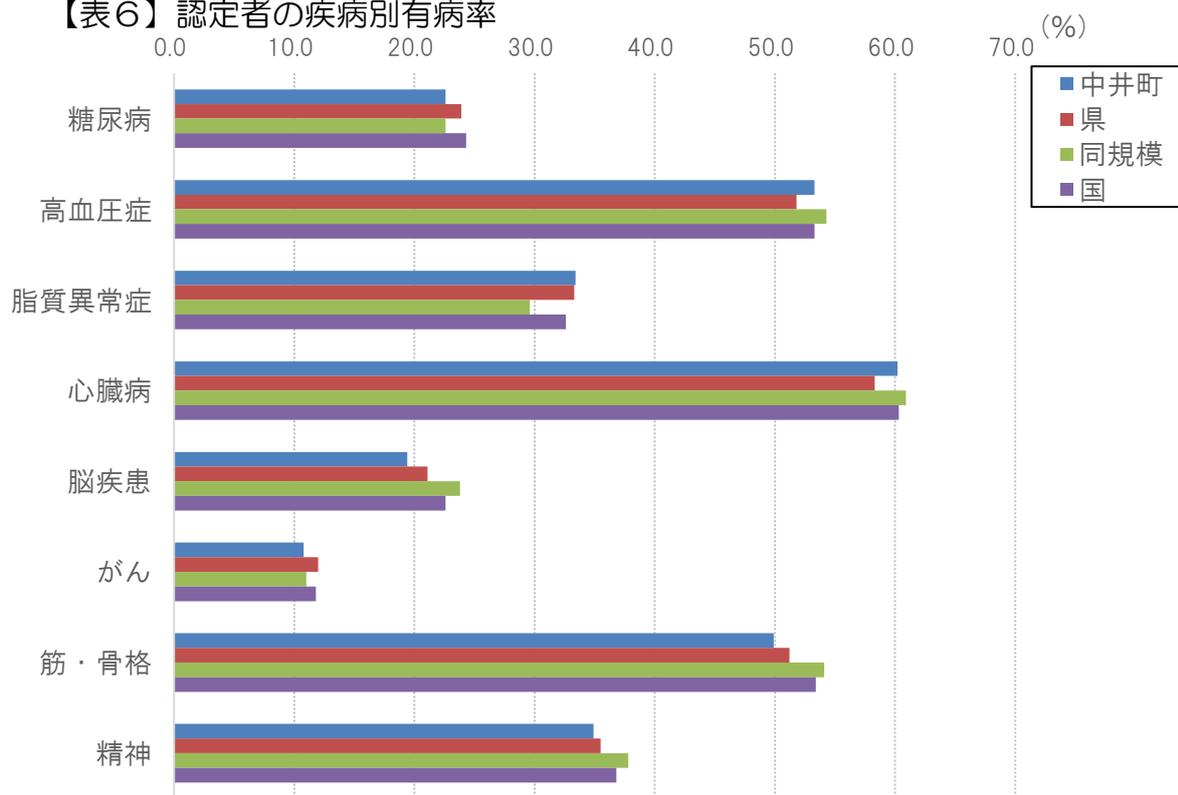
【表5】介護保険認定率（令和4年度）

(単位：%,人)

区 分	中井町	県	同規模	国
認 定 率	8.0	8.3	10.9	9.1
認 定 者 数	500	456,207	129,234	6,880,137
うち、第1号（65歳以上）	488	443,003	127,161	6,724,030
うち、第2号（40～64歳）	12	13,204	2,073	156,107

(資料) 国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

【表6】認定者の疾病別有病率



(単位：%)

	糖尿病	高血圧症	脂質異常症	心臓病	脳疾患	がん	筋・骨格	精神
中井町	22.6	53.3	33.4	60.2	19.4	10.8	49.9	34.9
県	23.9	51.8	33.3	58.3	21.1	12	51.2	35.5
同規模	22.6	54.3	29.6	60.9	23.8	11	54.1	37.8
国	24.3	53.3	32.6	60.3	22.6	11.8	53.4	36.8

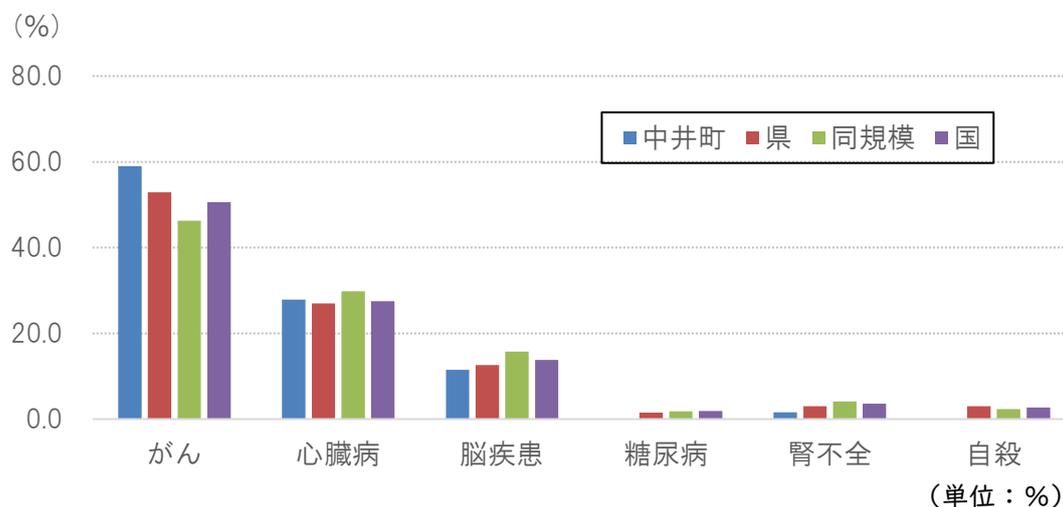
(資料) 国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(4) 死因の状況

死因の割合は、がんが59.0%と最も高く、次いで心臓病が27.9%、脳疾患が11.5%となっています。

死因の割合では、がん、心臓病が国、県よりも高くなっています。

【表7】主たる死因の割合（令和4年度）



	がん	心臓病	脳疾患	糖尿病	腎不全	自殺
中井町	59.0	27.9	11.5	0.0	1.6	0.0
県	52.9	27.0	12.6	1.5	3.0	3.0
同規模	46.3	29.8	15.7	1.8	4.1	2.3
国	50.6	27.5	13.8	1.8	3.6	2.7

（資料）国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

2 中井町国保の状況

国保加入率は23.7%と県よりも5.2ポイント高くなっています。被保険者の平均年齢は、57.3歳であり、国よりも3.9歳高い状況です。高齢化率（65歳以上）は36.8%と、県の25.6%よりも高くなっています。

【表8】国民健康保険加入者の構成概要（令和4年度）

	人口総数 (人)	高齢化率 (65歳以上)	国保被保険 者数(人)	国保加入率 (%)	国保被保険 者平均年齢 (歳)	出生率 (%)	死亡率 (%)
中井町	8,978	36.8	2,128	23.7	57.3	2.9	11.5
県	9,023,259	25.6	1,671,223	18.5	52.6	6.7	9.4
同規模	1,680,058	39.4	427,153	25.4	55.7	4.9	17.2
国	123,214,261	28.7	24,660,500	20.0	53.4	6.8	11.1

（資料）国保データベース(KDB)システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

第3章 前計画の各保健事業の振り返り

1 第2期データヘルス計画の概要

(1) 計画期間

本町は平成30年度に第2期データヘルス計画を策定し、計画期間を平成30年度から令和5年度として、各種保健事業を推進してきました。

(2) 中長期目標と短期目標

I 中長期目標
○健康寿命の延伸と生涯に渡る生活の質（QOL：クオリティオブライフ）の維持向上 生活習慣病の重症化予防と医療費の適正化を目指します。
II 短期目標
○特定健診の受診率向上 特定健診を受診することは、受診者自身が健康課題を客観的に把握でき、生活習慣改善の意識を持つことが出来ることから、受診勧奨を進め受診率向上を目指します。
○特定保健指導・生活習慣病の重症化予防の推進 生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導の実施率向上を図るとともに、健診結果に基づくハイリスクの未治療者等に対しては、医療機関への受診勧奨を行います。
○医療費適正化の徹底 ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検等により、医療費の適正化を図ります。

2 実施した主な保健事業

事業名	事業概要
特定健康診査受診率向上事業	過年度における特定健康診査の受診情報等を分析し、セグメント分けした対象者に受診行動に繋がる「ナッジ」の仕組みを取り入れた効果的な受診勧奨を実施した。
特定保健指導実施率向上事業	特定健康診査の結果から保健指導対象者に対し、保健師、管理栄養士、健康運動指導士が特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を促した。また、保健指導未利用者に対して、電話・訪問により受診勧奨を実施した。
糖尿病性腎症重症化予防事業	レセプトによる医療機関受診状況や特定健康診査の結果から、人工透析へのリスクが高い者を抽出し、未受診者の受診勧奨や、保健師・管理栄養士による保健指導を実施。
後発医薬品推進事業	後発医薬品に切り替えることで、自己負担額の軽減が見込まれる者に対し、自己負担額の差額等を通知した。
適正受診・適正服薬促進事業	多くの種類の薬剤を長期で服薬している者に対し、適切な服薬を促すために通知し、健康状態・受診理由等の内容を確認するとともに健康相談を行い、適正な受診に導くよう助言を行った。
レセプト点検事業	毎月請求されるレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の内容点検及び資格点検等を実施した。
第三者行為求償事業※	<p>交通事故等による第三者行為については、被保険者からの届出等の勧奨を、広報紙やホームページなどを活用し、周知を図った。</p> <p>消防等と連携し、救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受けた。</p> <p>※交通事故や、他人から暴行を受けた場合、食中毒、設備等の不具合によって負傷した場合が「第三者行為」に該当。交通事故や傷害事件で、他人（第三者）からけがを被ったときの医療費は、当事者間で話し合い解決することが原則。</p>

3 第2期データヘルス計画に係る成果指標と評価

(1) 生活習慣病等対策

No.	事業名	プログラム	目的	目標 ターゲット	現状 (R1)	目標 (R5)	実績 (R4末時点)	対象者	事業内容	実施方法	実施 担当	関連部署 ・団体等	達成状況	最終評価
1	1-1-1 特定健康診査及び啓発事業「受診券送付」	1-1-1 特定健康診査及び啓発事業「受診券送付」	特定健康診査受診者の増加	受診率 100%	受診率 32.6%	受診率 45%	受診率 35%	40歳～74歳の被保険者	受診券の送付	1.対象者あてに受診券と健診のご案内を送付	税務市民課		特定健康診査対象者へ受診券を対象者全員に発送	A
2	1-1-2 特定健康診査受診率向上対策	1-1-2 特定健康診査及び啓発事業「健康ポイント」	特定健康診査受診者の増加	受診率 100%	受診率 32.6%	受診率 45%	受診率 35%	特定健康診査受診者	健康診査受診者へ健康ポイントを付与する	1.対象者あての通知に事業案内(2ポイント) 2.受診者に健康ポイントを付与	健康課	税務市民課	健康診査受診者にポイントを付与	B
3	1-1-3 特定健康診査受診率向上対策	1-1-3 健康診査結果取得	特定健康診査受診者の増加	受診率 100%	受診率 32.6%	受診率 45%	受診率 35%	40歳～74歳の被保険者で人間ドック受診者	人間ドックの費用の助成申請時に結果を取得し、特定健康診査に反映させる	1.被保険者あての通知で事業を周知 2.対象者が申請の際に結果取得について説明 3.取得したデータを特定健康診査管理システムに入力	健康課	税務市民課	健康診査結果取得受診者568名/対象者1623名 ※年度途中加入喪失者は受診者としてカウントできない。	B
4	1-2-1 特定保健指導未実施者「個人通知」	1-2-1 特定保健指導未実施者「個人通知」	特定保健指導実施率の向上	実施率 100%	実施率 33.9%	実施率 40%	実施率 30.2%	積極的支援対象者、動機づけ支援対象者	個人通知により利用勧奨	1.対象者あて事業案内通知 2.保健指導の実施	健康課		通知数43名(43名/43名) 保健指導数13名(13名/43名)	C
5	1-2-2 特定保健指導未実施者「運動教室」	1-2-2 特定保健指導未実施者「運動教室」	特定保健指導実施率の向上	実施率 100%	実施率 33.9%	実施率 40%	実施率 16.3%	積極的支援対象者、動機づけ支援対象者、40歳～74歳の被保険者で特定健康診査受診者	専門職による個人通知に合わせた運動プログラム提供及び集団指導の実施	1.対象者あて運動教室の案内通知 2.健康運動指導士による教室の実施	健康課	外部講師等	運動教室参加者7名/案内43名(16.3%) 5回/年実施	C
6	1-2-3 特定保健指導未実施者	1-2-3 特定保健指導未実施者	特定保健指導実施率の向上	実施率 100%	実施率 33.9%	実施率 40%	実施率 100%	積極的支援対象者、動機づけ支援対象者のうち、保健指導未利用者	電話及び訪問による利用勧奨または保健指導	1.対象者あて電話実施 2.対象者宅へ訪問し保健指導を実施	健康課		対象者数30名 電話7件 訪問13件 文書16件 ※重複あり	A
7	1-3 生活習慣病重症化予防対策	1-3-1 医療受診勧奨事業	ハイリスク者の重症化予防	受診率 100%	受診率 100%	受診率 100%	受診率 75%	受診勧奨レベルのハイリスク者	受診勧奨を行う	1.対象者リストの作成 2.対象者へ受診勧奨通知 3.通知後未受診者へ電話または家庭訪問	健康課		受診勧奨対象数12名 通知数12件 通知後T1:7件 通知後訪問1件 通知後面接1件 レシート確認3件	C
8	1-4 予防接種率向上対策	1-4-1 高齢者肺炎球菌予防接種 1-4-2 前期中高齢者肺炎球菌予防接種	前期中高齢者肺炎球菌の予防	接種率 100%	※接種率 50.3%	接種率 100%	※接種率 52.3%	65歳以上の方 60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓もしくは呼吸器の機能または人免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方	接種を希望する対象者へ接種費用を助成する ただし1人1回	1.年度新規対象者へ発送 2.町民へ広報等による事業周知と接種勧奨 3.接種を希望する対象者の申込み受付 4.申込者へ必要書類の作成と送付	健康課	医療機関	新規65歳未満123名 接種申込数※134名 接種者数※110名 ※65歳以上	C

達成状況評価基準

評価	達成状況
A	目標を達成した
B	目標を達成していないが改善傾向にある
C	変わらない
D	悪化している
E	評価困難

※接種率：接種者数累計 1,938人/対象者数 3,855人

(2) 医療費適正化を主とした対策

No.	事業名	プログラム	目的	目標ターゲット	現状 (R1)	目標 (R5)	実績 (R4未時点)	対象者	事業内容	実施方法	実施担当	関連部署・団体等	達成状況	中間評価
9	2-1 ジェネリック差額通知の発送	2-1-1 ジェネリック医薬品の周知啓発活動	安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品の利用の普及啓発による医療費削減	非保険者全員が理解する	使用割合78%	70%以上または県平均以上	使用割合80.5%	全被保険者	ジェネリック医薬品について啓発する	税務市民課窓口にてジェネリック医薬品についてのリーフレットを置く。 2年に1度保険証一斉更新時にパンフレットを同封	税務市民課		実施方法通りの対応を行い、目標を達成	A
10	2-1 ジェネリック差額通知の発送	2-1-2 ジェネリック医薬品離発差額通知書の送付	安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品の利用の勧奨による医療費削減	使用割合100%	使用割合78%	70%以上または県平均以上	使用割合80.5%	ジェネリック医薬品への切替により、自己負担額減少が見込まれる加入者	年1回の差額通知の送付	300円以上の差額がある被保険者への通知の送付	税務市民課		実施方法通りの対応を行い、目標を達成	A
11	2-2 多重・重複受診者対策	2-2-1 多重・重複受診者対策検討	重複受診者、多重受診者、重複投薬者による医療費削減	重複受診者、多重受診者、重複投薬者ゼロ	月8~10件	月に1件以下	年1件	同一月内に同一疾病で3カ所以上の医療機関を受診した「重複受診者」、 同一月内に同一疾病で同一診療科に15回以上受診した「多重受診者」、 同一月内に同一発行の医薬品を2医療機関以上から処方されている「重複投薬者」。	重複受診者、多重受診者、重複投薬者のうち特に問題がある者を抽出し、対策を検討する。	税務市民課から健康課に「重複受診者、多重受診者、重複投薬者一覧」を提供し、必要に応じて対策を検討	健康課		対象者全員に勧奨を行った	A
12	2-2 多重・重複受診者対策	2-2-2 かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師の推進	薬の重複使用や飲み合わせによる副作用を事前に防止し、適切で安全な服薬の推進	薬の重複使用ゼロ	月8~10件	月に1件以下	年1件	医療機関受診の多い40歳以上の被保険者(特定健診対象者)	かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師を持つよう啓発する	特定健診受診券送付時にかかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師についてのお知らせを同封	税務市民課		対象者全員に勧奨を行った	A
13	2-3 レセプト点検	2-3-1 単月点検	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを再点検し、疑義のあるレセプトを国民健康保険団体連合会へ再審査請求することによる医療費削減	※注1	44,662件	※注1	—	国民健康保険団体連合会が点検したレセプト	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを国民健康保険団体連合会に委託して点検する	国民健康保険団体連合会への委託	税務市民課		国民健康保険団体連合会に委託しレセプト点検を実施	A
14	2-3 レセプト点検	2-3-2 総費点検	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを再点検し、疑義のあるレセプトを国民健康保険団体連合会へ再審査請求することによる医療費削減	※注1	44,662件	※注1	—	国民健康保険団体連合会が点検したレセプト	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを国民健康保険団体連合会に委託して点検する	国民健康保険団体連合会への委託	税務市民課		国民健康保険団体連合会に委託しレセプト点検を実施	A
15	2-3-3 被保険者資格無の点検	2-3-3 被保険者資格無の点検	資格喪失者の発見による不要支払額の低減	不要支払額ゼロ	月10~15件	不要支払額ゼロ	不要支払額ゼロ	資格喪失による不要な給付対象者	レセプト点検による過誤調整	毎月資格の疑義のあるレセプトの点検	税務市民課		疑義レセプトを毎月確認し返戻	A
16	2-4 第三者行為求償	2-4-1 交通事故等第三者行為求償事務	第三者行為による国保支払事業の解消	第三者行為による国保支払事業ゼロ	月3~4件	第三者行為による国保支払事業ゼロ	第三者行為による国保支払事業ゼロ	第三者行為に疑いのある被保険者	対象者への届出勧奨	対象者を抽出し、通知を送付	税務市民課		第三者行為に疑いのある被保険者に負傷事故報告書を送るため対応	A

※注1 該当レセプトがゼロとなるのが理想だが、再点検業務を適切に行わなかった場合も該当レセプト

がゼロになるため、アウトプット評価は行わず、業務実施(プロセス)評価のみとしています。

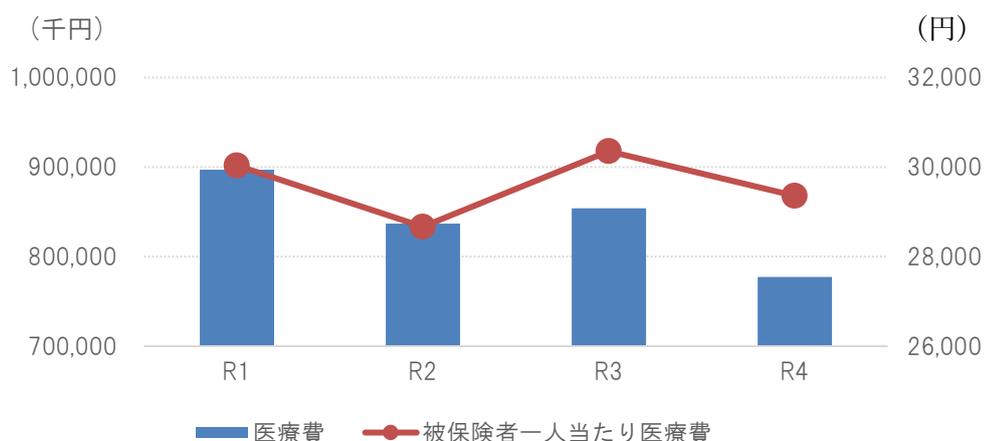
第4章 医療・健康情報の分析

1 中井町国保の医療費の分析

(1) 医療費の推移

被保険者一人当たり医療費は、令和元年度と令和4年度を比較すると、同等にあります。

【表9】中井町国保の医療費及び被保険者一人当たりの医療費推移



(単位：円)				
	R1	R2	R3	R4
医療費	897,084,280	836,960,170	853,900,790	777,304,890
被保険者一人当たり医療費	30,037	28,668	30,353	29,360

(資料) 国保データベース(KDB)システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

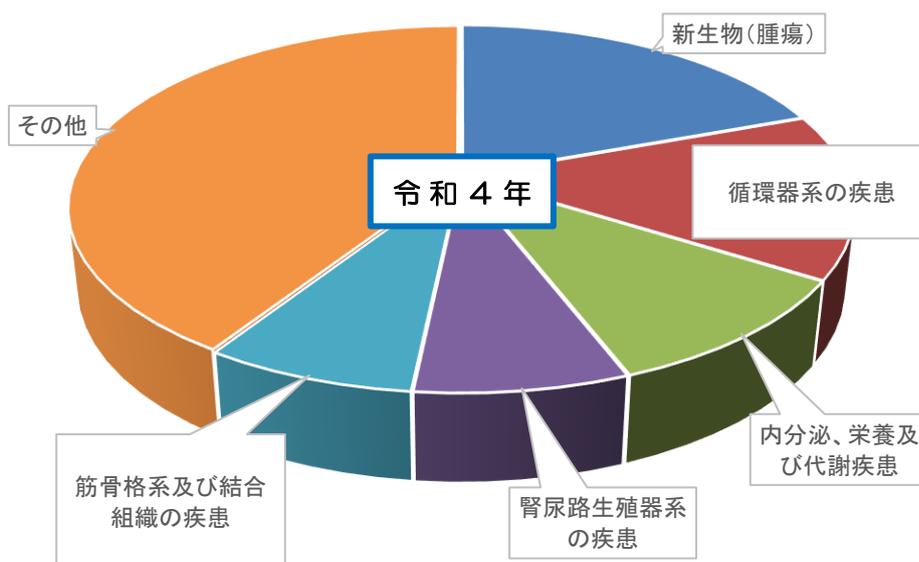
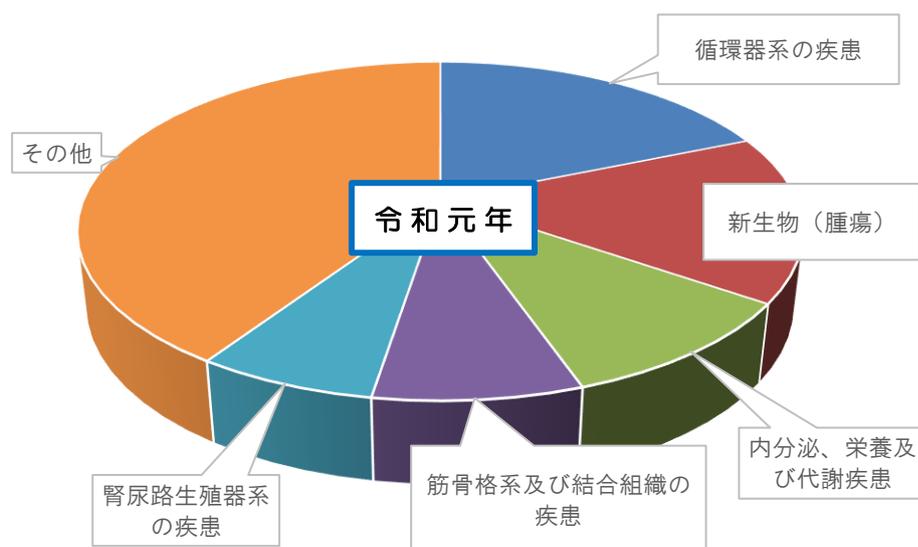
(2) 疾病別医療費の推移

①大分類による疾病別医療費の状況

令和4年度においては「新生物(腫瘍)」が医療費合計の19.4%、「循環器系の疾患」が14.6%、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が7.5%と高い割合を占めています。

令和元年度と比較すると、最も多くを占める「新生物(腫瘍)」は3.4ポイント増加しています。

【表10】大分類による疾病別医療費の割合



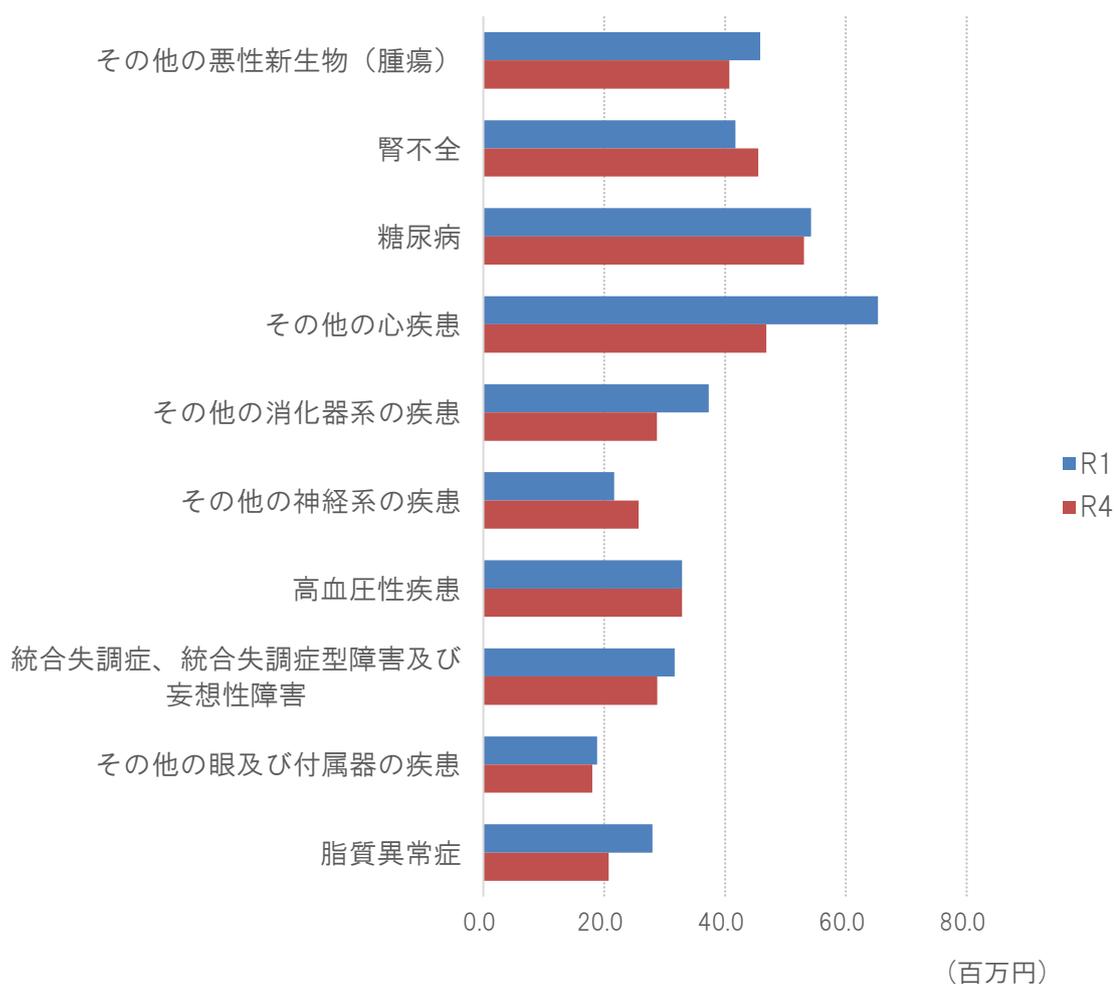
(単位：円,%)

		新生物 (腫瘍)	循環器系の疾患	筋骨格系 及び結合組 織の疾患	内分泌、栄 養及び代謝 疾患	腎尿路生殖 器系の疾患	その他	合計
R1	医療費	142,637,160	167,051,290	70,230,560	89,400,100	60,652,090	363,516,200	893,487,400
	構成比	16.0	18.7	7.8	10.0	6.8	40.7	100.0
R4	医療費	150,171,700	113,117,760	57,778,040	78,709,580	58,255,740	316,852,070	774,884,890
	構成比	19.4	14.6	7.4	10.2	7.5	40.9	100.0

(資料) 国保データベース(KDB)システム「疾病別医療費分析(大分類)」

R1年度(H31.4月～R2.3月)、R4年度(R4.4月～R5.3月)診療分のレセプトデータから分析

【表 11】 中分類による疾病別医療費統計



(単位：円)

	その他の悪性新生物（腫瘍）	腎不全	糖尿病	その他の心疾患	その他の消化器系の疾患	その他の神経系の疾患	高血圧性疾患	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	その他の眼及び付属器の疾患	脂質異常症
R1	45,822,420	41,753,900	54,233,050	65,339,000	37,296,370	21,634,670	32,869,580	31,647,840	18,828,440	27,999,280
R4	40,731,590	45,489,000	53,069,780	46,823,570	28,746,660	25,709,900	32,880,730	28,792,470	18,038,170	20,764,010

(資料) 国保データベース(KDB)システム「医療費分析(2)大・中・細小分類」

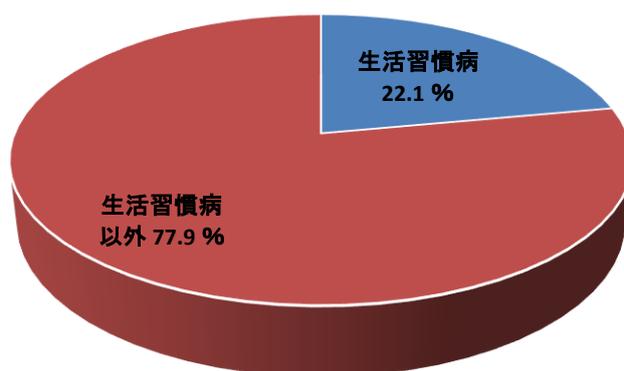
R1 年度(H31. 4 月～R2. 3 月)、 R4 年度(R4. 4 月～R5. 3 月)診療分のレセプトデータから分析

(3) 生活習慣病医療費の状況

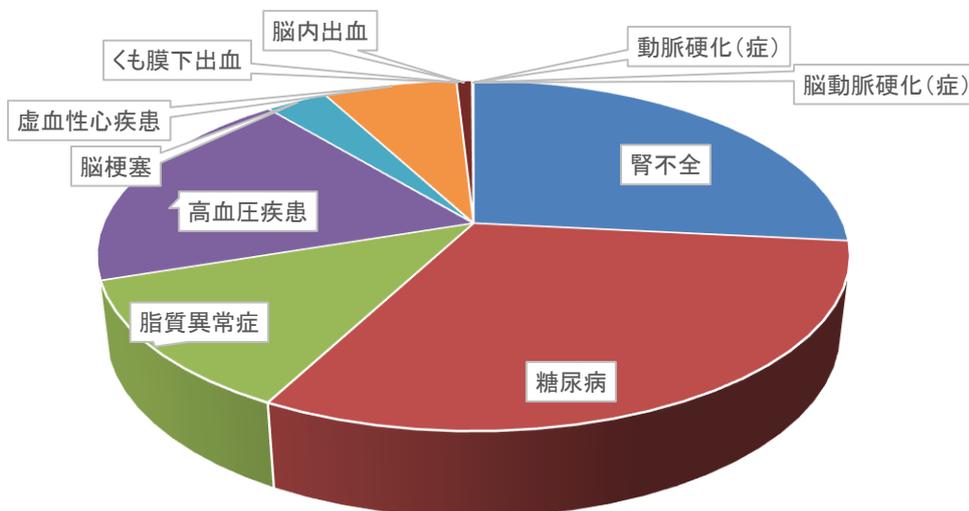
総医療費における生活習慣病医療費の割合は、令和4年度は22.1%と約5分の1を占めています。

疾病別の内訳を見ると、腎不全（26.62%）と糖尿病（31.06%）で総医療費の半数以上を占めています。

【表 12】 医療費全体に占める生活習慣病の割合



【表 13】 生活習慣病疾病別 医療費割合

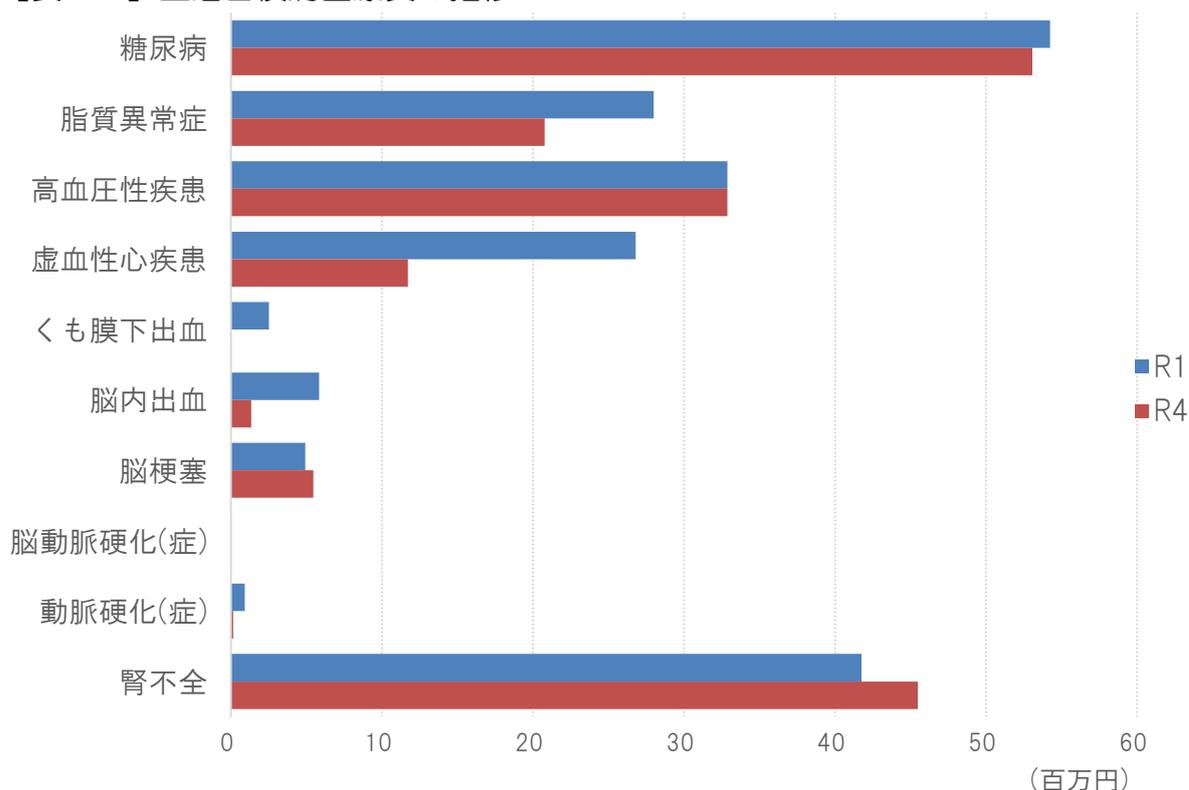


(単位：円,%)

	腎不全	糖尿病	脂質異常症	高血圧疾患	脳梗塞	虚血性心疾患	くも膜下出血	脳内出血	脳動脈硬化(症)	動脈硬化(症)
医療費	45,489,000	53,069,780	20,764,010	32,880,730	5,450,780	11,710,130	23,210	1,338,720	0	152,220
構成比	26.62	31.06	12.15	19.24	3.19	6.85	0.01	0.78	0.00	0.09

(資料) 国保データベース(KDB)システム「疾病別医療費分析(生活習慣病)」

【表 1 4】生活習慣病医療費の推移



(資料) 国保データベース(KDB)システム「疾病別医療費分析(生活習慣病)」

R1 年度(H31.4月～R2.3月)、 R4 年度(R4.4月～R5.3月)診療分のレセプトデータから分析

(4) 透析に係る医療費等の状況

令和4年4月～令和5年3月に「血液透析」の診療行為がある患者は10人となっており、「腹膜透析」の診療行為がある患者は0人となっています。

人工透析患者のうち、生活習慣を要因とするものが多数を占めており、そのうち、6人が2型糖尿病(インスリンの作用不足により、血糖値が慢性的に高くなる糖尿病)を要因として透析となる糖尿病性腎症です。

【表 15】対象レセプト期間内で「透析」に関する診療行為が行われている患者数

(単位：人)

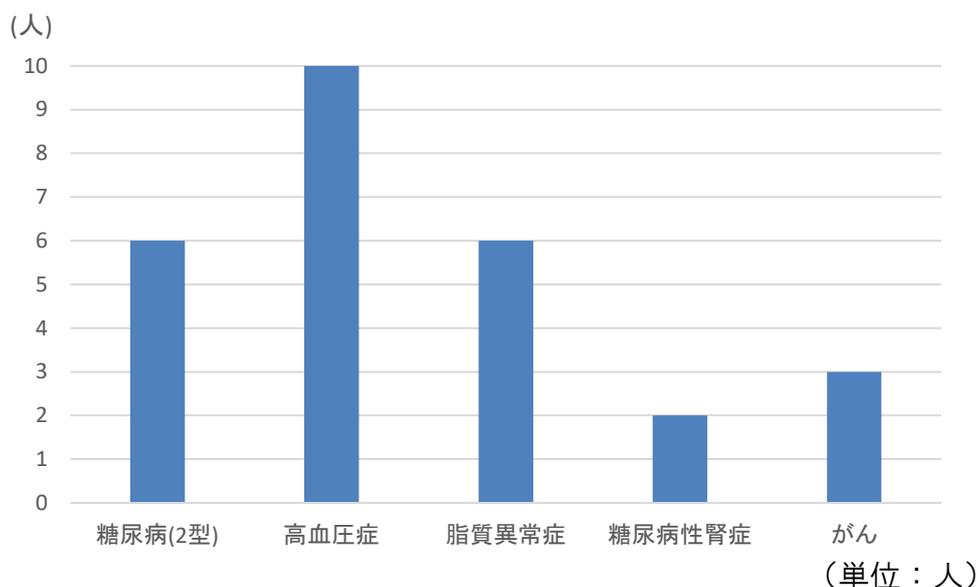
	透析患者数
血液透析のみ	10
腹膜透析のみ	0
血液透析及び腹膜透析	0
合計	10

(資料) 国保データベース(KDB)システム「介入支援対象者一覧(栄養・重症化予防等)」

R4 年度(R4.4月～R5.3月)診療分のレセプトデータから分析

※腹膜透析・・・ 腹膜(肝臓、胃、腸などの内臓表面や腹壁の内面を覆っている膜)を使った在宅透析

【表 16】透析患者の要因



	糖尿病(2型)	高血圧症	脂質異常症	糖尿病性腎症	がん
人数	6	10	6	2	3

※疾病重複あり

(資料) 国保データベース(KDB)システム「介入支援対象者一覧(栄養・重症化予防等)」
R4年度(R4.4月～R5.3月)診療分のレセプトデータから分析

(5) 高血圧症に係る医療費の状況

高血圧症は医療費全体の4.2%、脳血管疾患、心疾患や腎疾患などの疾病(関連疾病)は、16.5%を占めています。

【表 17】医療費全体に占める高血圧症及び関連疾病の医療費割合

疾病項目	医療費(円)	構成比(%)	レセプト件数(件)
高血圧性疾患(高血圧症)及び関連疾病	160,860,440	20.8	3,619
高血圧性疾患(高血圧症)	32,880,730	4.2	2,391
関連疾病	127,979,710	16.5	1,228
脳血管障害	9,683,740	1.2	207
心疾患	58,533,700	7.6	708
腎疾患	47,776,930	6.2	188
血管疾患	11,985,340	1.5	125
その他の疾病	614,024,450	79.2	16,728
合計	774,884,890		20,347

2 保健事業の状況

(1) 特定健診受診率の状況

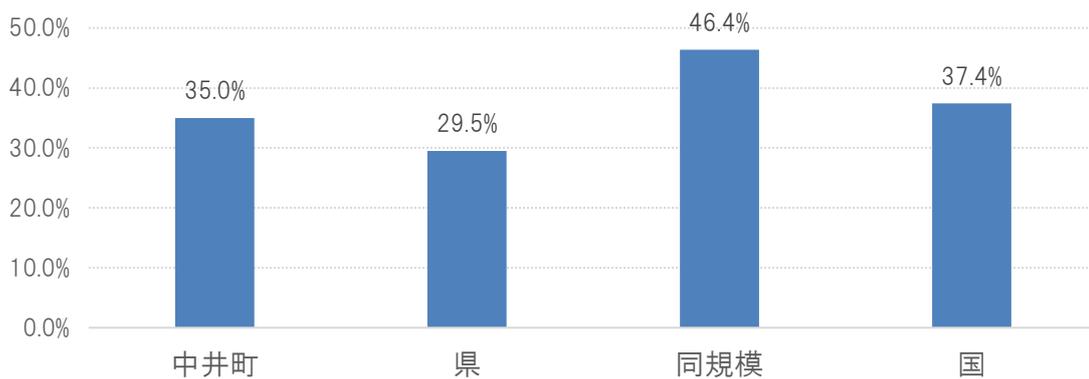
令和4年度の特定健診受診率は 35.0%で、県よりも高い数値となっているものの、同規模市町村、国よりも低い数値となっており、若い世代の受診率が低い状況にあります。

特定健診の結果を見ると、「HbA1c※」が 60.6%、「収縮期血圧」が 51.6%、「腹囲」が 50.0%と、それぞれ有所見割合が高い状況にあります。

特定健診未受診者の患者1人当たりの生活習慣病医療費は約 5.4 万円で、特定健診受診者の 2.8 万円と比較し 2.6 万円高くなっています。患者割合は受診者で 67.5%、未受診者で 54.1%と 13.4 ポイント高くなっています。

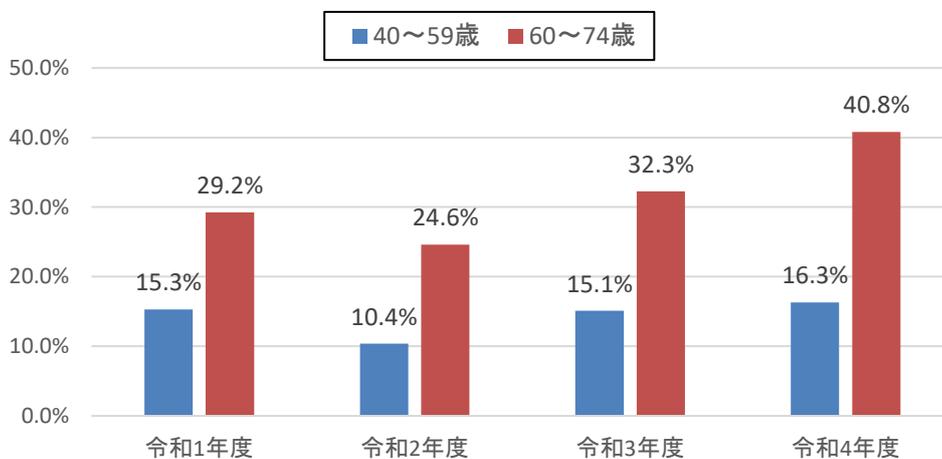
※HbA1c・・・ヘモグロビン (Hb) が、血液中のブドウ糖「血糖」と結合して変化したもの。高血糖であるほどヘモグロビンと血糖が結合しやすく、かつ、高血糖である時間が長いほど HbA1c の量が増える。

【表18】 特定健診受診率（令和4年度）



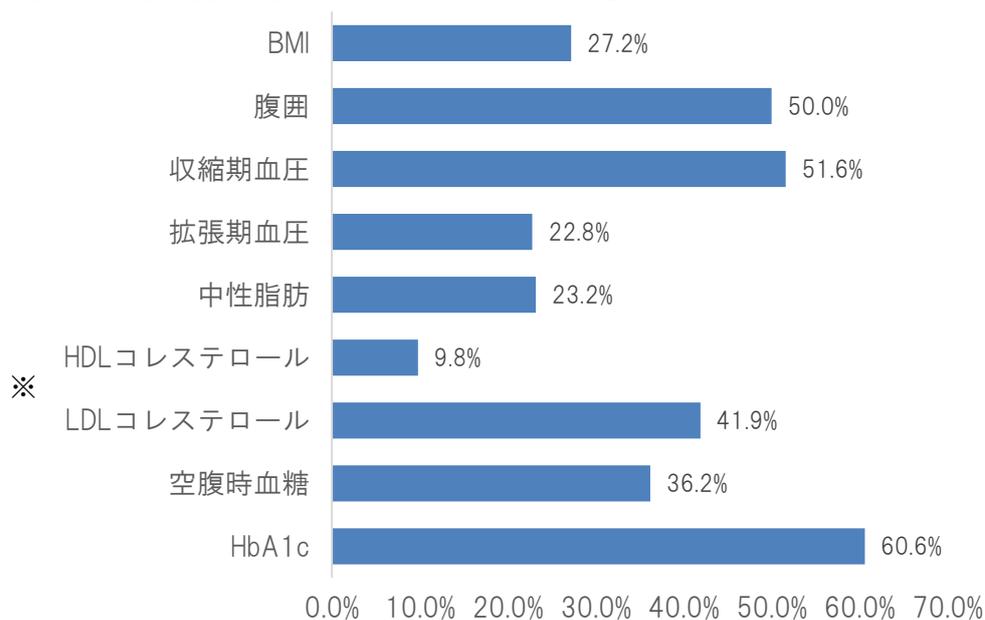
(資料) 国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

【表19】 年齢階層別 特定健診受診率



(資料) 国保データベース(KDB)システム
「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

【表20】健診受診者の有所見割合（令和4年度）

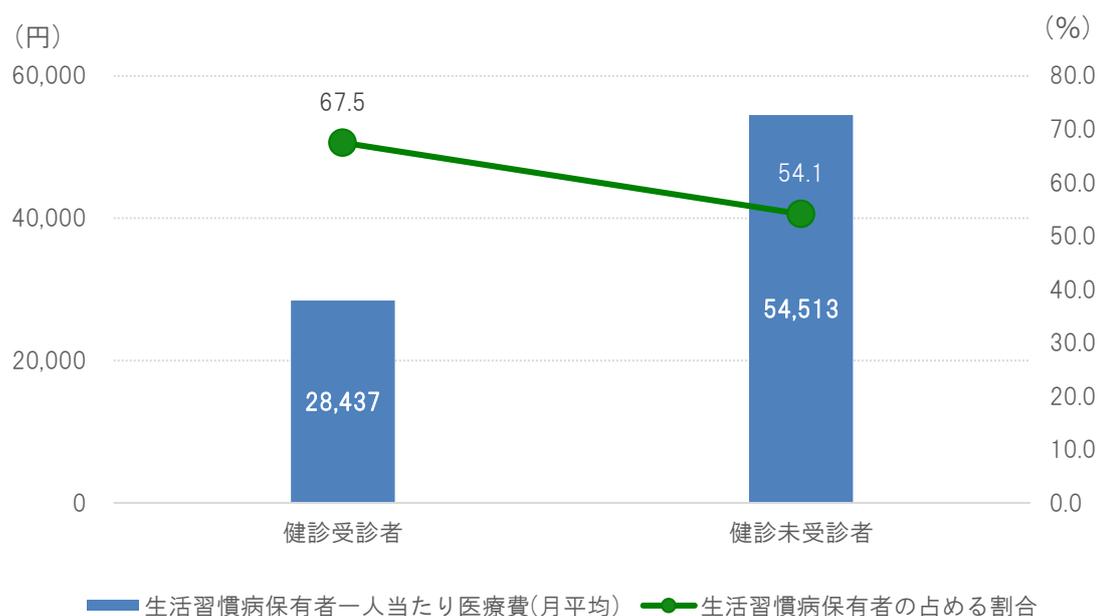


（資料）国保データベース(KDB)システム「健診有所見者状況」

※HDL コレステロール・・・一般的に善玉コレステロールと呼ばれるタイプのコレステロールのこと。脂質異常症（高脂血症）が疑われる場合に血液検査で測定される

※LDL コレステロール・・・一般的に悪玉コレステロールと呼ばれるタイプのコレステロールのこと。血管の壁に層を作ることで動脈硬化の原因となる。

【表21】特定健診の受診・未受診別 生活習慣病保有者状況(令和4年度)

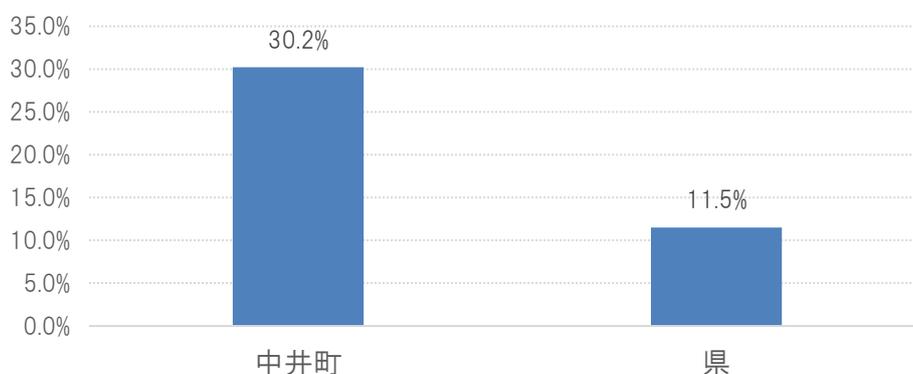


（資料）国保データベース(KDB)システム「医療機関受診と健診受診の関係表」

(2) 特定保健指導実施率の状況

令和4年度の特定保健指導実施率は30.2%と、県全体と比較し高い数値となっています。

【表22】特定保健指導実施率（令和4年度）

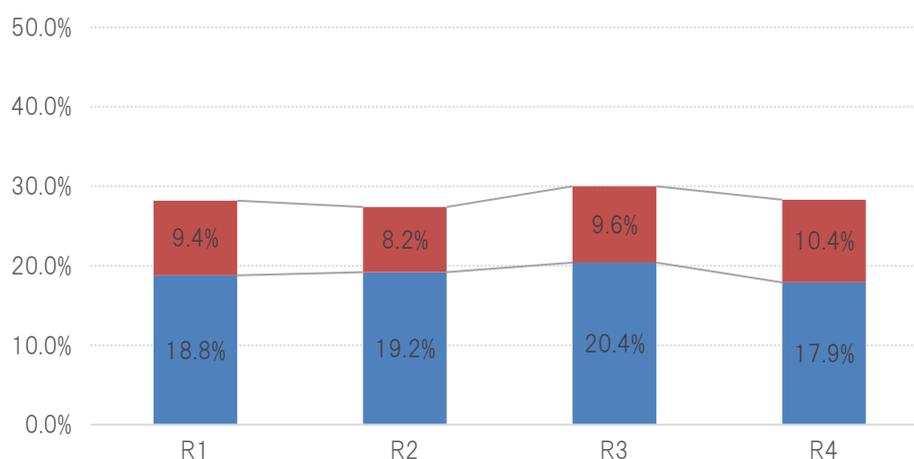


(資料) 国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(3) メタボリックシンドローム判定割合

令和4年度におけるメタボリックシンドローム（腹囲が男性85cm・女性90cm以上で、かつ血圧・血糖・脂質の3つのうち2つ以上が基準値から外れる場合）の基準該当者の割合は17.9%となっており、令和元年度の18.8%より0.9ポイント減少しています。予備群該当は令和4年度が10.4%となり、令和元年度の9.4%より1.0ポイント増加しています。

【表23】メタボリックシンドローム該当状況



■メタボ該当者 ■メタボ予備群

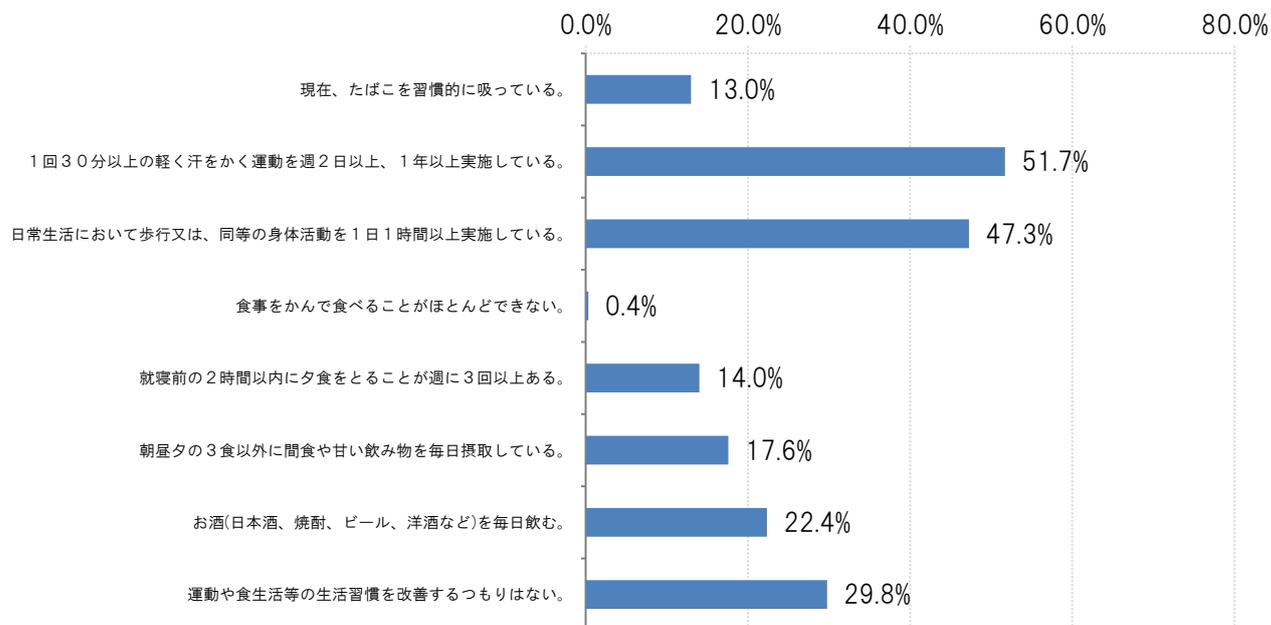
(資料) 国保データベース(KDB)システム
「メタボリックシンドローム該当者・予備群」
R1.4月～R5.3月診療分のレセプトデータから分析

(4) 生活習慣の状況

令和4年度の特定健診の質問票から、運動の状況をみると、「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人」が51.7%、「日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人」が47.3%と高い割合を占めています。

一方で、「生活習慣を改善するつもりはない人」の割合は29.8%となっています。

【表24】健診受診者の質問別回答状況(令和4年度)

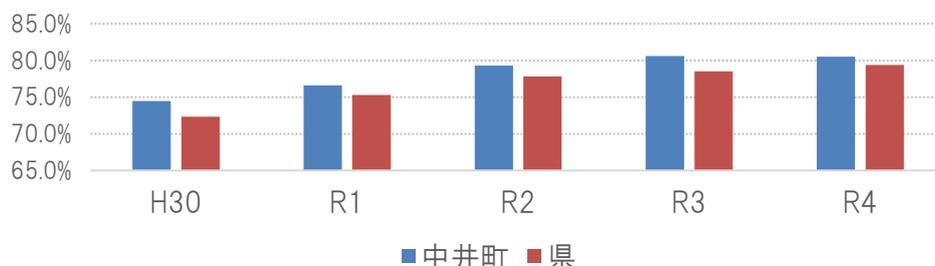


(資料) 国保データベース(KDB)システム「質問票調査の状況」
R4健診データから分析

3 ジェネリック医薬品の普及状況

令和4年度におけるジェネリック医薬品普及率は80.5%であり、平成30年度の74.4%と比較し6.1ポイント上昇しています。また、神奈川県全体の79.4%と比較しても1.1ポイント高くなっています。

【表25】年度別 ジェネリック医薬品普及率



	H30	R1	R2	R3	R4
中井町	74.4%	76.6%	79.3%	80.6%	80.5%
県	72.3%	75.3%	77.8%	78.5%	79.4%

(資料) 各年度別 ジェネリックにおける数量シェア集計表

4 重複・多剤服薬の状況

複数医療機関の受診があり、6種類以上の薬剤を14日以上服薬している対象者は6人となっています。

【表26】長期多剤服薬者の状況

長期服薬者 ※	7人
長期多剤服薬者 ※	6人

※長期服薬者 …複数医療機関から内服薬が長期(14日以上)処方されている人数。

※長期多剤服薬者…複数医療機関から内服薬が長期(14日以上)処方されており、その長期処方の内服薬が6種類以上の人数。

(資料) 国保データベース(KDB)システム「重複処方の状況(令和5年3月診療分)」

第5章 保健事業で取り組むべき健康課題と目標の設定

1 現状分析から見た健康課題

データ分析から、今後の課題を次のとおり整理します。

1 生活習慣病罹患者の増加

本町においては、医療費が高水準で推移しており、うち、生活習慣病に係る医療費では、「腎不全」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」の医療費が高額となっています。

また、メタボリックシンドローム基準該当者は減少傾向にあるものの、予備群は増加傾向にあり、生活習慣病と関わりの深い「HbA1c」、「LDL コレステロール」、「空腹時血糖」の有所見割合も高い状況にあります。

生活習慣病は、主に運動、食生活、喫煙や飲酒などの生活習慣が病気の要因となるため、多くはそれらの生活習慣を見直すことにより、予防することができます。

そのため、早期から生活習慣を見直し、予防を心掛け、発症を未然に防ぐ行動を促進していく必要があります。

2 生活習慣病の重症化リスクの高まり

「悪性新生物（がん）」、「心臓病」、「脳血管疾患」などの生活習慣病による死亡が大きな割合を占めています。また、生活習慣病に係る医療費では、「腎不全」「糖尿病」が総医療費の半数を占めている状況であり、さらに、人工透析患者のうち、過半数を超える患者が2型糖尿病を要因としています。

生活習慣病は身近な病気であり、危機意識も低くなりがちですが、「糖尿病」や「高血圧症」などは、適切な治療を受けずに重症化すると、脳梗塞や腎不全など重篤な疾患につながり、要介護状態への移行や死亡リスクを高める要因となります。また、病態の悪化に伴う治療の長期化や処方薬の増加、手術の発生などにより、医療費の増加も懸念されます。

適切な医療を受診し、症状のコントロールが図れるよう保健指導を行い、予防可能な疾病を発症させない、また、重症化させない取り組みを推進する必要があります。

3 薬剤などの医療費の増加

医療の高度化や高齢化の進行などにより、被保険者1人当たりの医療費は増加傾向にあります。この医療費の伸びが過大とならないよう、被保険者の健康増進に係る施策の推進による生活習慣病に係る費用の低減はもちろん、後発医薬品の使用や医薬品の適正使用についても一層の促進を図る必要があります。

2 目標の設定

データ分析により浮き上がった課題の解決を通して、実現しようとする姿と達成すべき目標を設定します。

◇目指す姿

生涯健康でいきいきと暮らせる里都まち♡なかい

人口減少・少子高齢化社会においても、町民一人ひとりが「暮らしやすい」「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちとなるよう、生活の質を高め、健康格差を縮小し、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図る。

◇達成すべき目標

生活習慣病の重症化予防、医療費適正化

第6章 目標達成のために実施する保健事業

不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣は、やがて高血圧症、糖尿病、脂質異常症、肥満症などの発症を招き、生活習慣の改善がないままであれば、虚血性心疾患や脳血管疾患などの重篤な疾患の発症につながります。また、糖尿病などの生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧などの状態が重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病などの重篤な疾患の発症リスクが高まります。

生活習慣を改善することにより、それらの発症リスクを低減させることが可能であり、共通のリスクである糖尿病、高血圧、脂質異常症を減少させるため、特定健診における血糖、血圧、脂質の検査結果の改善を図ります。

事業の実施に当たっては、重症化リスクの高い人への取組（ハイリスクアプローチ）と、リスクの有無に関わらず生活習慣病に対する普及及び啓発（ポピュレーションアプローチ）を組み合わせ、事業を推進します。

【目標1】生活習慣病の重症化予防	
目標管理指標：特定健康診査受診率 50%、特定保健指導実施率 50%	
取組	内容
①特定健康診査受診率向上事業	過年度における特定健康診査の受診情報等を分析し、セグメント分けした対象者に受診行動に繋がる「ナッジ」の仕組みを取り入れた効果的な受診勧奨を実施する。 <u>若年層の受診率向上を図る。</u>
②特定保健指導実施率向上事業	特定健康診査の結果から支援の対象者に対し、特定保健指導を実施し生活習慣の改善を促す。また、生活習慣病の予防等を目的とした健康運動教室の参加に繋げる。 <u>ICTを活用した保健指導や運動教室の検討を進める。</u>
③糖尿病性腎症重症化予防事業	レセプトによる医療機関受診状況や特定健康診査の結果から、人工透析へのリスクが高い者を抽出し、保健師等による保健指導を実施する。
④ICTを活用した健康づくり事業(新規)	<u>健康管理アプリ等の導入について検討を進める。</u> <u>特定健康診査の受診やウォーキング等に係るヘルスケアポイント等のインセンティブにより、健康意識の向上、健康行動の促進を図る。</u>

【目標2】医療費適正化	
目標管理指標：後発医薬品利用率 80%	
取組	内容
⑤後発医薬品推進事業	後発医薬品に切り替えることで、自己負担額の軽減が見込まれる者に対し、自己負担額の差額等を通知する。
⑥適正受診・適正服薬促進事業	多くの種類の薬剤を長期で服薬している者に対し、適切な服薬を促すために通知する。健康状態・受診理由等の内容を確認するとともに健康相談を行い、適正な受診に導くよう助言を行う。
⑦レセプト点検事業	毎月請求されるレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の内容点検及び資格点検等を実施する。
⑧第三者行為求償事業※	<p>交通事故等による第三者行為については、被保険者からの届出等の勧奨を、広報紙やホームページなどを活用し、周知を図る。消防等と連携し、救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける。</p> <p>※交通事故や、他人から暴行を受けた場合、食中毒、設備等の不具合によって負傷した場合が「第三者行為」にあたります。交通事故や傷害事件で、他人（第三者）からけがを被ったときの医療費は、当事者間で話し合い解決することが原則。</p>

第7章 特定健康診査・特定保健指導の実施

(第4期特定健康診査等実施計画)

1 実施計画の概要

平成20年度から、生活習慣病の予防及び医療費の抑制に資するため、40歳以上の被保険者について、生活習慣病に着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）・特定保健指導の実施が、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）により、保険者に義務付けられました。中井町国保においても、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」（法第18条）に基づき、「特定健康診査等実施計画」（法第19条）を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防などの取組を推進してきましたが、この度、前計画が期間満了を迎えることから、新たに令和6年度から令和11年度までを実施期間とする「第4期特定健康診査等実施計画」を策定します。

特定健診及び特定保健指導は、生活習慣の改善を図り、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健診）を行い、その結果から生活習慣病のリスクの高い方を抽出し、対象者に対して生活習慣の改善のための保健指導（特定保健指導）を行います。

2 目標値の設定

国の基本指針における目標値は、市町村国保は特定健診受診率60%となっていますが、実情分析を行い、最大限の努力により達成できる目標設定であることとされています。

中井町国保では、「第3期特定健康診査等実施計画」の実施状況及びデータの分析結果を踏まえ、特定健診の目標受診率を50%以上とします。また、特定保健指導実施率についても50%以上を目標とします。

3 特定健康診査等の対象者の見込み

特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標数値を達成するための各項目の対象者数及び受診者数を推計します。

4 特定健診の実施方法

(1) 概要

	集 団 健 診	個 別 健 診
実 施 期 間	毎年10月	6月～3月
実 施 場 所	保健福祉センター等	各医療機関
外部委託の有無 (令和5年度現在)	有(予防医学協会)	有(各契約医療機関)
周 知 方 法	広報、HP等	

(2) 実施項目

国が定めた項目（いわゆる基本的な健診の項目）に加え、追加の検査を実施します。

また、対象者のうち、健診結果及び医師の判断により受診しなければならない項目（いわゆる詳細な健診の項目）として、眼底検査があります。

(3) 特定健診受診率向上に向けた取組

- ・受診勧奨に係る取組
- ・関係機関との連携による取組
- ・健診の工夫を図る取組

5 特定保健指導の実施方法

特定保健指導は、保険者による直接実施（健康課）の形態で行います。実施体制については、状況に応じ今後検討していく必要があります。

(1) 実施内容

特定健診の検査結果から、保健指導判定値を超えている場合、必要となる保健指導の種類（動機付け支援・積極的支援）を判定し、各対象者へ支援を行います。

(2) 特定健診・保健指導対象者の優先順位と支援方法

特定健診・保健指導対象者に特定健診の受診状況や健診結果などから保健指導の優先順位をつけ、保健指導レベルに応じた支援を行います。

(3) 実施時期

年間を通して実施します。

6 結果の報告

結果については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、特定健診実施年度の翌年度11月1日までに国などへ報告します。

第8章 計画の見直し

1 評価の時期

本計画における目標の達成状況については、毎年度評価を実施することとします。

令和8年度には、進捗確認のための中間評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを実施します。

本計画の最終年度である令和11年度においては、次期計画の策定を円滑に行うための準備も考慮に入れ最終評価を実施します。

2 評価方法・体制

中井町国保では、健診・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施と、保険者努力支援制度において4つの指標で評価を行います。

具体的な評価方法は、国保データベース（KDB）システムに毎月、健診・医療・介護のデータが収載されるので、受診率、受療率、医療の動向は随時確認し、保健事業に活かすとともに、特定健診の国への実績報告後のデータを用いて経年比較し、個々の健診結果の改善度の評価を行います。

なお、重症化予防事業の実施状況は毎年取りまとめ、神奈川県国民健康保険団体連合会に設置している保健事業支援・評価委員会の指導・助言を適宜受けるものとします。

保健事業評価における4つの指標

指 標	内 容
ストラクチャー (保健事業実施のための体制・システムを整えているか)	事業の運営状況（予算なども含む）を定期的に管理できる体制を整備しているか 保健指導実施のための専門職を配置しているか 国保データベース（KDB）システム活用環境は確保されているか
プロセス (保健事業の実施過程)	保健指導の手順・教材はそろっているか 必要なデータは入手できているか スケジュールどおり行われているか
アウトプット (保健事業の実施量)	特定健診受診率、特定保健指導実施率は向上しているか 計画した保健事業を実施したか 保健指導実施数、受診勧奨実施数は増加しているか
アウトカム (成果)	設定した目標に達することができたか（検査データの変化、医療費の変化、糖尿病など生活習慣病の有病者の変化など）

第9章 その他

1 計画の公表・周知

本計画は、広報やホームページなどで公表するとともに、あらゆる機会を通じて周知・啓発を図ります。

2 個人情報の取り扱い

本計画における個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

3 その他の留意事項

既に実施している保健事業や介護予防事業との連携強化を図りながら、本計画における事業の展開を図ります。

中井町国民健康保険
データヘルス計画（第3期）
特定健康診査等実施計画（第4期）

2024年（令和6年） 3月

発行：中井町 税務町民課 窓口保険班

〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

電話：0465（81）1114